

第49回八尾河内音頭まつり（八尾YEGフェスマルシェ2026）

第49回八尾河内音頭まつり  
（八尾YEGフェスマルシェ2026）  
物販・飲食出店募集要項

主催：八尾河内音頭まつり振興会

## 開催概要

### ・開催日時

令和8年10月31日(土) 10:00～20:00(雨天決行)

ただし、天候の状況に応じて中断、開始時間・終了時間の変更を行う可能性があります。また、状況に応じて来場者に危険が及び可能性があるると判断した場合は中止とする場合がございます。

### ・会場

八尾市立八尾小学校グラウンド(住所：大阪府八尾市本町1丁目1-65)

### ・想定来場者数

約12,000人

### ・募集内容

#### ① 飲食ブース

対象：八尾市内および近隣の飲食店・商店等。

内容：食事、おつまみ(※酒類の提供は不可)、スナック類、各種飲料の販売。

#### ② スイーツブース

対象：和洋菓子店、カフェ、デザート専門店、およびスイーツを取り扱う事業者。

内容：ケーキ、焼き菓子、和菓子、アイス、各種デザート類の販売。

#### ③ 物販ブース

対象：雑貨・物販事業者、ハンドメイド作家、体験型ワークショップ運営者。

内容：オリジナル商品の販売、または来場者が気軽に参加できる体験型サービスの提供(グラウンド指定エリア)。

#### ④ 縁日ブース

対象：玩具販売、ゲームコーナー運営事業者、または各種団体。

内容：子どもたちが楽しめるアトラクションの運営。

## 募集要項

### ・応募資格

- ・開催趣旨を理解し賛同していただける事。
- ・八尾市内で活動している、または縁のある団体やグループ。
- ・八尾市内で営業している、または縁のある法人及び個人事業者。
- ・出展者説明会に参加し準備・開始時間、搬入搬出等主催者の指示に従っていただける事。

※出展者説明会にご参加いただけない店舗については、参加いただく事ができませんのでご注意ください。

出展者説明会日時：令和8年7月29日（水）14:30～ 八尾商工会議所3F 大ホール2

・暴力団排除処置要綱等により、暴力団関係ならびに公序良俗に反する恐れがあると認められる団体または個人でない事。出展決定後に判明した場合は、即時出展を取り消します。

・出店料 （ブース内の共同出店も可）

ブース	出展料
飲食	¥15,000-
物販・サービス業	¥5,000-

・ブースの仕様（グラウンド）

- ・テントの大きさ W2.6m×D3.6m（2間×3間テントに2事業者）
- ・設備 長テーブル(W180cm×D45cm)×2台 パイプ椅子 2脚
- ・店名看板
- ・ガスその他設備は店舗負担にて準備可能。  
※レイアウト、配置については主催者に一任となります。

・募集期間

- ・令和8年7月1日（水）～ 7月20日（月）

・応募方法

・「八尾河内音頭まつり」ホームページより誓約書に同意、必要事項を入力の上、お申し込みください。

<https://yao-festa.com/>

- ・申し込みされた内容に虚偽記載があった場合は申込無効となります。

●審査

- ・申し込み内容を主催者が審査し、その結果を7月29日（水）（出展者説明会前）までに申込者にお知らせします。なお、審査にあたり、必要に応じて問い合わせを行う場合があります。
- ・審査内容及び結果についての問い合わせ及び異議については、一切お答えすることができません。
- ・審査の公平性を阻害するような行為をした応募者は失格とします。

●出展決定後

- ・令和8年7月29日（水）14:30～ 八尾商工会議所3F 大ホール1・2（予定）にて出展者説明会を開催いたします。
- ・支払方法は説明会の際ご案内いたします。

- ・出展料入金後は返金できませんので、ご了承ください。
- ・指定する期限までに出展料の入金がない場合は出展を無効とします。

## 物販や食品の販売取扱について

### ■物品や食品の販売について

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の提示、提供または販売を行わないこと。
- (2) 飲食出展の応募にあたっては、露店による出展となることから、取扱食品や作業内容等に関して必ず事前に保健所まで確認を行ってください。
  - ・八尾市保健所（保健衛生課）  
八尾市清水町一丁目 2 番 5 号  
TEL：072-994-6643（平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分）
- (3) 出展内容によっては、保健所や消防署等の指導・調整により、販売や提供ができない場合があります。
- (4) 取扱食品や調理方法等によって、所轄保健所に臨時出店の届出が必要になります。  
(対象となる出展者は所定の様式にて、取扱食品や作業内容、担当者連絡先等の必要事項を記入いただいたうえで、事務局まで提出いただきます。)
- (5) **酒類の販売は禁止しております。**（ノンアルコール飲料、ソフトドリンク、お茶やコーヒー類、ミネラルウォーターの販売は可）※ノンアルコールビール等の炭酸飲料は「酒類」には該当しませんが、製品の性質上、**未成年者への販売は固く禁止**とさせていただきます。  
各出店事業者様におかれましては、販売時に年齢確認（お声がけ）の徹底・店頭での注意表示のご対応を徹底していただきますようお願いいたします。
- (6) 販売する物品・飲食物は、**実店舗にて取り扱いのある商品**で、主催者が事前に承認したものに限りです。承認内容と違う方法で販売した場合は、販売を中止いただくことがあります。
- (7) 販売価格は、原材料、市場価格等を考慮し、来場者が購入しやすい価格設定をお願いします。
- (8) 火気の使用には制限があります。
- (9) 取り扱える食品は、原則として客に提供する直前に加熱した食品のみです。（かき氷は除く）また次のような行為は、本イベントでは認められません。
  - ①アイスクリーム類の小分け販売
  - ②ソフトクリームマシンによるソフトクリームの販売
  - ③クリーム類（生クリーム、カスタードクリーム、アイスクリーム類等）を使用した食品の調理加工
  - ④鮮魚や食肉、牛乳の販売
  - ⑤原材料の一次加工（たこ焼きのたこを切るなど）※既製品の販売を行う場合、製造施設に営業許可が必要となる場合があるため、事前に所轄保健所まで確認を行ってください。

## ■出展設備等について

- (1) ガス設備はありません。必要な場合は出展者において用意してください。
- (2) 食器・器具類の片づけ（洗浄）用の簡易な水道設備は主催者が用意しますが、洗浄目的以外に使用しないでください。飲用または調理用に使用する水は出展者において用意してください。

## ■衛生管理・原状回復について

- (1) 衛生管理には十分注意を払い、消毒液等で定期的に手などの消毒をお願いします。
- (2) 油等で出展スペースを汚してしまう可能性がある場合は、ブルーシートによる養生等防止措置を講じてください。
- (3) イベント終了後は、出展スペースの原状回復を行ってください。飲食物等により出展スペースが汚れた場合は、出展者が責任をもって清掃してください。
- (4) 出展者の責（利用者も含む）により施設・設備をき損もしくは滅失した場合は、原状回復を行ってください。

## ■出展者の責任・保証について

- (1) 食品の取り扱いについて、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出展者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。万一、事故等が発生した場合、速やかに主催者に報告し、出展者自らの責任と費用をもって、購入者等の健康と安全を最優先に対応してください。
- (2) 従事者の保険などについては、出展者の責任において対応してください。
- (3) 保健所、警察、消防等の指導に従ってください。
- (4) 出展に際して生じたトラブルについては、出展者が一切の責任を負うものとし、不慮の事態の場合は主催者と協議のうえ対応してください。
- (5) 出展商品・現金その他持ち込み物品などの管理、保護については出展者自らの責任とし、盗難・紛失・損傷・破損・災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- (6) 混雑時は出展者が利用者の誘導整理を行い、動線の確保に努めてください。
- (7) 発生したごみ等については、主催者の指導に沿って適切に処理してください。
- (8) 食器・器具類の片づけ（洗浄）は、主催者が指定する場所で行ってください。
- (9) 本イベントにおいて、未成年者へのノンアルコールビール等の販売により生じたトラブルや事故等につきましては、主催者（事務局）側では一切の責任を負いかねます。各出店事業者様の責任において、年齢確認および管理の徹底をお願いいたします。

## ■禁止事項

- (1) 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為
- (2) 拡声器、マイクなどによる宣伝
- (3) 指定されたブース以外での販売、及び看板等の設置

## ■その他

- (1) 出展条件を逸脱するような行為が見受けられる場合、主催者から指導させていただきます。指導に従っていただけないときは即時閉店いただきます。その際、いかなる場合においても出展料の返金はありません。
- (2) 雨天で中止した場合の出展料の取り扱いは出展者説明会でご案内します。

- (3) 主催者の都合により開始前に中止する場合は、出展料の全額を返金します。
- (4) エリア内に、飲食に利用できるスペースを一部設けます。

お問い合わせ・申込先

〒581-0003 大阪府八尾市本町 1-1-1

八尾市 魅力創造部 観光・文化財課 松本

TEL : 072-924-3717 (直通)

FAX : 072-924-3995